

平成 18 年 3 月 2 日
有限責任中間法人 日本風力発電協会
事務局長 可児 浩一郎

メインテーマ：自然エネルギー導入の目標量・義務量
(第 4 回 新エネ利用特別措置法改正検討委員会)

有限責任中間法人日本風力発電協会（以下 JWPA）は風力発電産業界、即ちコンサル、メーカー、代理店、施工業者（電気、土木、輸送、据付など）、ファイナンス、保険、風力発電事業者などが新規産業として自立し、雇用を拡大し、技術発展とコストダウンを図り、もって GHG 削減と脱石油社会への構築へ向け、持続的な貢献を行う為に組織された企業団体であります。昨年 7 月には中間法人として登録され、より責任ある立場での活動を目指しております。

RPS 法は風力発電市場の根幹にかかわる重要な制度であり、JWPA ではその施策以前より研究、運用実態の解明に努め、昨年 3 月にはエネ庁殿に大部の RPS 改正のための政策提言書を提出いたしました。同時に、規制緩和、系統連係などの諸問題にも積極的に取り組み、様々な要望書や意見書も関係機関に提出しております。

今回のテーマに関して、JWPA の提言をベースに下記の通り報告させていただきます。

- そもそも 2010 年の義務量があまりにも低く、そのため RPS 法の根幹となる取引価格を市場にゆだねる機構が機能していない。市場が機能していない理由は他にも多々あるが、あまりに量が少なく、もともと買い手市場の性格が強い RPS の市場が十分に成熟する場がないともいえる。
- 風力については、2010 年に 300 万 kW という目標値が RPS 法とは別個に存在するが、目標値が低い上に、系統連係の問題を楯にした電気事業者側の抵抗もあり、このささやかな目標値すら達成できるか否か、JWPA としては大きな危惧を抱いている。
- 目標達成値が低い為、バンキングは殆んど無意味であり、経過措置はその低い目標の達成すら困難にさせ、自ら首をしめているようにも思える。

- 長期目標の設定は、極めて重要である。JWPA では 2030 年の目標値として 1,180 万 kW を提言している。この数値は極めて控えめなものであるが、実はこれが達成されないと風力産業が生き残れない最低ぎりぎりの数値である。風力発電機の製造においては通常同一機種で年間 100 機程度の生産が健全な運営を可能とする規模と言われている。それを可能とし、そのための投資リスクを考えると長期目標の設定は非常に重要である。
- 現行 RPS 法にゴミ発電が新エネとして加えられたことは非常に遺憾である。新エネと一口に言ってもその種別にはコスト、立地条件など、様々であり、種別の目標値、更には種別の RPS 価格の下限価格設定、更には RPS 法と密接な関係にある補助金額のメリハリなどきめ細かな対応が望まれる。例えば、今後風力では洋上への進出が不可避であるが、建設コスト増となる洋上に対する補助金を厚くすることも JWPA は提言している。
- 新エネルギーの利用は、環境改善と言うイデオロギーに裏打ちされて、はじめて産業としての可能性が存在する。即ち、純粋に市場原理のみで考えれば誰も新エネ利用などはしない。新エネはいかにコストダウンを図ろうと、所詮は既存のエネルギーに勝てないからである。地球環境の改善を日本の国策として、しっかりと認識し、全ての国民、企業、関係者が痛みを共有しつつ、新エネを促進するのとなければ、新エネの発展はありえない。
- よって、JWPA としてはより大きな目標値と、RPS 価格の下限値の設定、更には RPS 法と密接な関係にある補助金政策のきめ細かい対応を切に望むものである。

以上